



厚生労働省神奈川県労働局発表
令和 2 年 10 月 29 日

【照会先】

神奈川県労働局 労働基準部監督課

課長

細貝 浩之

主任地方労働基準監察監督官 疋崎 雅夫

(電話) 045(211)7351 (内線 6031)

外国人技能実習生の実習実施者に対する 平成 31 年・令和元年（2019 年）の監督指導等の状況を公表します

～監督指導を行った実習実施者のうち、労働基準関係法令違反が認められたのは 75.9%～

神奈川県労働局（局長 園田 宝）は、このたび、神奈川県内の労働基準監督署（12 署）が、平成 31 年・令和元年に外国人技能実習生（以下「技能実習生」）の実習実施者（技能実習生が在籍している事業場。以下同じ。）に対して行った監督指導の状況について取りまとめましたので、公表します。（別紙参照）

平成 31・令和元年の監督指導の概要

- 労働基準関係法令違反が認められた実習実施者は、監督指導を実施した 212 事業場（実習実施者）のうち 161 事業場（75.9%）。
- 主な違反事項は、①労働時間 (27.4%)、②割増賃金の支払 (21.2%)、③使用する機械に対して講ずべき措置などの安全基準 (16.5%) の順に多かった。

外国人技能実習制度は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図ることにより、企業などでの人材育成を通じた技能等の母国への移転により国際協力を推進することを目的としています。

神奈川県労働局や管内労働基準監督署は、監理団体および実習実施者に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、労働基準関係法令違反の疑いがある実習実施者に対しては監督指導を実施し、引き続き、技能実習生の適正な労働条件と安全衛生の確保に重点的に取り組んでいきます。

なお、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど重大又は悪質な事案に対しては、送検を行い厳正に対応していきます。

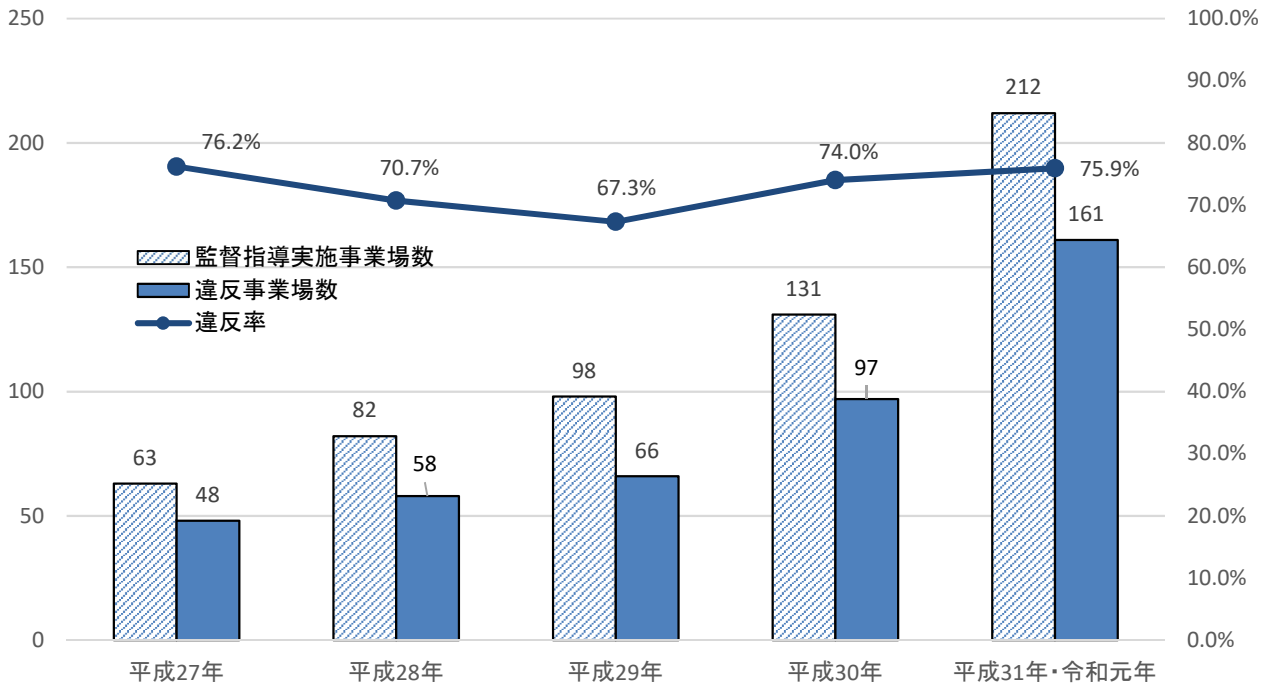
【別紙】技能実習生の実習実施者に対する監督指導の状況（平成 31 年・令和元年）

技能実習生の実習実施者に対する監督指導の状況（平成31年・令和元年）

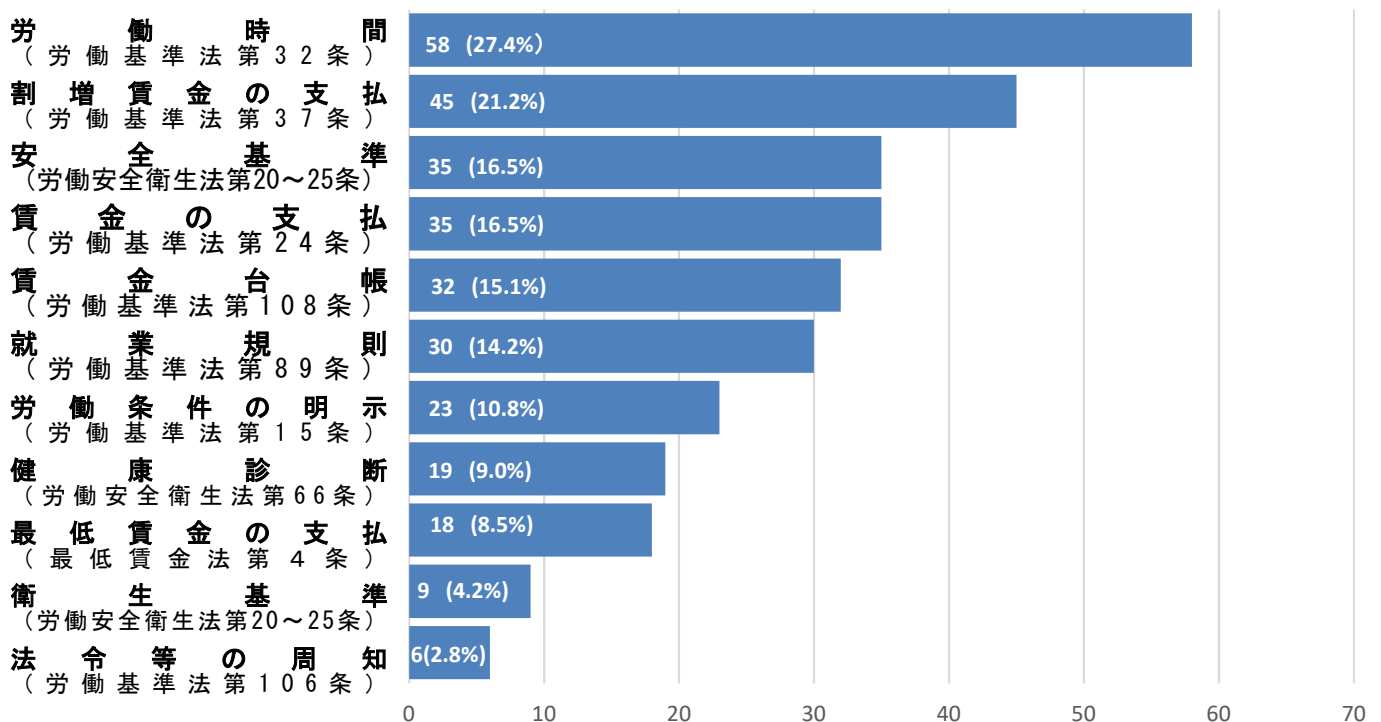
1 監督指導状況

(1) 神奈川労働局内の労働基準監督機関において、実習実施者に対して212件の監督指導を実施し、その75.9%に当たる161件で労働基準関係法令違反が認められた。

<注>違反は実習実施者に認められたものであり、日本人労働者に関する違反も含まれる。



(2) 主な違反事項は、①労働時間（27.4%）、②割増賃金の支払（21.2%）、③使用する機械に対して講ずべき措置などの安全基準（16.5%）の順に多かった。



<注> 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

(3) 主な業種に対する監督指導の状況は、以下のとおりであった。

主な業種	監督指導 実施事業場数	違反事業場数 (違反率)	主な違反事項		
機械・金属	60	43 (71.7%)	労働時間 20(33.3%)	就業規則 8(13.3%)	割増賃金の 支払 7(11.7%)
食料品製造	34	23 (67.6%)	労働時間 8(23.5%)	賃金支払 8(23.5%)	割増賃金の 支払 4(11.8%)
建設	72	61 (84.7%)	割増賃金の 支払 26(36.1%)	賃金台帳 24(33.3%)	賃金の支払 19(26.4%)
<参考> 全業種	212	161 (75.9%)	労働時間 58(27.4%)	割増賃金の 支払 45(21.2%)	安全基準 35(16.5%)

<注1> 「主な業種」は、技能実習生の受入人数が多い5職種（機械・金属関係職種、食料品製造関係職種、建設関係職種）に関連する業種について取りまとめたものである。

<注2> 業種ごとの内訳は以下のとおり。

機械・金属・・・鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、
電気機械器具製造業、輸送用機械等製造業
食料品製造・・・食料品製造業
建設・・・土木工事業、建築工事業、その他の建設業

(4) 監督指導の事例には、以下のようなものがあった。

事例

出入国管理機関からの通報を端緒に監督指導を実施し、違法な時間外労働の是正を指導

概要

- 出入国管理機関から、労働関係書類に記載不備があるという通報があったことを端緒に監督実施したもの。
- 技能実習生に対して、
 - ① 実際に労働した時間に対する賃金ではなく、月平均所定労働時間分の賃金を支払っていた。
 - ② 時間労働協定の締結なしに時間外労働を行わせており、最長で1か月約75時間の時間外労働が認められた。
 - ③ 週40時間を超える労働時間に対して割増賃金を支払っていなかった。事実が認められた。

指導内容

- 1 実際に労働した時間分に対する賃金を支払っていなかったことについて、是正勧告した。

指導事項

労働基準法第24条（賃金の一部未払い）

- 2 時間外労働に関する協定を締結することなく時間外労働を行わせていたことについて是正勧告し、併せて過重労働による健康障害防止について指導した。

指導事項

労働基準法第32条（労働時間）

- 3 週40時間を超える時間外労働に対して割増賃金を支払っていなかったことについて、是正勧告をした。

指導事項

労働基準法第37条（時間外、休日労働及び深夜の割増賃金）

指導の結果

- 上記各違反・指導事項については、すべて是正・改善されている。

2 労働基準監督機関と出入国管理機関等との相互通報状況

- (1) 技能実習生の労働条件の確保を図るため、労働基準監督機関では、出入国管理機関・外国人技能実習機構との間で、その監督等の結果を相互に通報している。
- (2) 労働基準監督機関から出入国管理機関・外国人技能実習機構へ通報（※1）した件数は3件、出入国管理機関・外国人技能実習機構から労働基準監督機関へ通報（※2）された件数は71件（※3）である。
 - ※1 労働基準監督機関から出入国管理機関・外国人技能実習機構へ通報する事案
労働基準監督機関において実習実施者に対して監督指導等を実施した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反が認められた事案
(平成27年3件、平成28年1件、平成29年3件、平成30年3件、平成31・令和元年3件)
 - ※2 出入国管理機関・外国人技能実習機構から労働基準監督機関へ通報する事案
出入国管理機関・外国人技能実習機構において実習実施者を調査した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案
(平成27年8件、平成28年2件、平成29年5件、平成30年0件、平成31・令和元年71件)
 - ※3 平成31・元年については、法務省「技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム」における技能実習生の失踪事案に関する実態調査に基づき通報された事案46件を含む。
- (3) 労働基準監督機関が、出入国管理機関・外国人技能実習機構から通報を受けた実習実施者については、監督指導等を実施している。
- (4) 強制労働等技能実習生の人権侵害が疑われる事案については、出入国管理機関・外国人技能実習機構との合同監督・調査を行うこととしております。